

給水装置工事設計施工基準策定に伴う現行からの主な留意事項（順不同）

- ・ 給水管の口径は口径決定計算を行って決定する。計算結果で末端水栓で 0.2Mpa 以上の損失水頭を失わないこと。但し、30mm の給水管は汎用性が少ないため使用を認めない。
- ・ 量水器の口径は量水器適正範囲内の水量で決定し必ずしも給水管口径と同径の必要はない。例として 5 栓以上は 20mm の量水器としていたが、口径計算及び量水器適正範囲内なら 13mm で可能である。→誓約書も不要
- ・ 量水器上流側の給水管はポリエチレン管を使用すること。集合住宅等支線分岐であっても同様である。
- ・ 量水器ボックスは量水器口径以上の規格寸法のボックスを使用すること。例として量水器口径が 13mm の場合は 13mm 用のボックスでも可能である。(通常 13mm 用のボックスの深さは 20cm であるため、宅内給水の土被り 30cm を確保するためにエルボ返しを行うか、自然に 30cm に深くするか等の処置が必要である。)
- ・ 公道部分の給水管には GL より 490mm 下がりの位置に埋設標識折シート(アルミ付)を設置すること。
- ・ 共用栓及び公私境界より 5m 以上離れて量水器を設置する場合の給水管には、仕切弁あるいは止水栓を公私境界より 1m 以内に設置すること。
- ・ 受付から竣工検査までの期間は最大 1 年以内とする。又、2 年以上経過した場合は申し込みを無効とする。(分岐給水済の場合は申込者が閉栓を行う) 但し、大規模建築物及び特別な事情がある場合は除く。
- ・ 竣工検査は給水装置完成時に速やかに行うこと。尚、新設、建替等は原則引渡し前に行うこと。
- ・ 分岐給水のみ先行する新設の申し込みにおいては 1 年以内に量水器を開栓する場合は水栓を設置しないことができる。但し、水道給水協定を締結する開発行為等の場合はこの限りではない。
- ・ 下水道排水設備等に伴う給水装置の改造等に関して、給水器具以外に新たに給水管を改造する場合は給水原簿を提出すること。(既設等不明な場合は既存の給水器具及び改造に係る部分のみ記入)但し、トイレのみの改造で 1 栓の場合は工事検査を行わない。(その場合は検査手数料は不要)
- ・ 分岐立会い及び工事検査は依頼書によって受理するが、FAX も可とする。
- ・ 竣工給水原簿と共に工事記録写真を添付すること。添付写真の例として
 - 1) 本管が鋳鉄管の場合の分岐サドル施工時の密着コアー設置確認写真
 - 2) サドルシート設置確認写真
 - 3) 埋戻山砂の給水管下・上 10cm 以上の確認写真
 - 4) 埋設標識折シートの設置完了写真(GL より 490mm 下がりが判ること)

- 5) 量水器までの給水管及び継手材の使用が判る写真
 - 6) 公道部の本復旧完成写真
 - 7) 分岐立会が困難場合は分岐サドルの耐圧試験、本管土被、本管位置の写真等
- ・使用材料報告書を原簿と一緒に提出すること。(竣工時に変更があれば再提出)

給水原簿に関する現行からの変更点

- ・ 用紙サイズを A3 とする。又、紙厚は四六／135kg とする。(プリントアウト可)
- ・ 2 部提出し、1 部は申請者控えとする。設計時の表面は記入例に従って必要箇所のみ記入(変更の可能性がある箇所は鉛筆で記入、口径計算も変更の可能性があるため、設計時は別紙計算書を添付)し裏面の記入は不要である。但し、別途普通コピー用紙を使用し給水平面図をホッチキス止めで提出。竣工時は裏面に分岐取出図、メータ位置図、給水平面図を記入する。
- ・ 使用者、申込者(所有者)共に生年月日を記入。
- ・ 予定工期及びメータ出庫予定等記入。尚、予定工期を 1 ヶ月以上越える場合は変更工期を記入すること。(伝える)
- ・ 人員、滞納の有無、下水の有無、水栓の種類、連帯責任者、給水・本管情報等不要とした。
- ・ 用途は戸建住宅・集合住宅・独身寮・工場・事務所・飲食店、等空気調和衛生便覧と同様とする。
- ・ 階数は 2 階に水栓がない場合でも建物の形状で 2 階建とする